

「春の農業用水路転落事故防止強化期間」の概要について

農業用水路事故を防止するため、「農業用水路安全対策ガイドライン」に基づき、令和2年度より「農業用水路転落事故防止強化期間」を設け、広報・啓発活動を強化しています。

1 時期 年3回

春 令和7年4月20日（日）～5月20日（火）

（農作業に向けた江ざらいや水路補修等で農業用水路周りでの作業が増える時期）

- 秋 令和7年8月20日（水）～9月20日（土）
（稲刈り前の草刈りなどで、農業用水路に近づく機会が多い時期）
冬 令和7年12月1日（月）～12月31日（水）
（降雪期に入り、農業用水路付近での除雪作業により危険性が増す時期）



転落事故防止看板

2 春の強化期間の概要

（1）農業用水路危険箇所点検

- 4月21日（月曜日）に、以下の4箇所において、土地改良区、地域住民、市町村、県、警察官が連携し、地域の農業用水路の危険箇所の点検等を実施、地域内に危険箇所を周知。

新川農林振興センター：魚津市横枕地内（魚津警察署）
富山農林振興センター：富山市上大浦地内（富山南警察署）
高岡農林振興センター：氷見市宇波地内（氷見警察署）
砺波農林振興センター：砺波市太郎丸地内（砺波警察署）

詳細は、別添のとおり

- 点検時において①注意喚起看板の付替え、②危険箇所への進入を防止するための簡易な応急対策、（トラロープやチェーン等）などを実施

（2）ポスターのぼり旗の掲示など

- 「強化期間」を周知するのぼり旗を掲示
- 強化期間ポスターの掲示

（3）メディア等を活用した広報・啓発

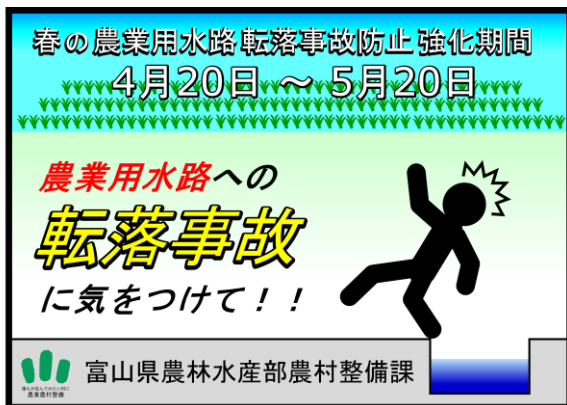
- 富山県ホームページ、Xによる注意喚起
- 富山県民会館、県施設におけるCM放送

（4）関係機関等との連携

- 「安全安心」・「高齢者」・「子ども」の観点から、県の関係部局への情報共有及び関係団体への周知
- その他、県・市町村・土地改良区や工事現場等の事務所でのポスター看板等の掲示 など



関係者による危険箇所点検



冬の事故防止強化期間のポスター



のぼり旗



一般向け啓発チラシ



X（旧Twitter）への掲載

【お問い合わせ先】 富山県農林水産部農村整備課 (076-444-3375)
新川農林振興センター指導課 (0765-22-9138)
富山農林振興センター指導課 (076-444-4468)

高岡農林振興センター指導課 (0766-26-8443)
砺波農林振興センター指導課 (0763-32-8125)